

質問と回答（小多機・看多機（転換含む）・GH（増床含む）・定巡について）

Q：開設申出書を提出した後に計画が困難となった場合、辞退のタイミングはどの時点まで可能か。

A： 11月17日の開設申出書提出締め切り後、市から現地確認及びヒアリング実施の案内を送付する。

案内送付後1週間程度以内（おおむね12月中旬頃）までであれば辞退可能とするが、計画実現性について開設申出書提出前に十分検討するものとし、安易な開設申出書の提出及び辞退は避けること。

Q：自己資金はあくまで現預金残高で判断するのか。例えば既に介護保険事業をしている場合、多額の未収金が発生している場合は、未収金を加味しての判断となるか。

A： 自己資金は「R5.4.1」及び「R5.10.1」の預金残高証明書をもって判断するため、質問のような未収金等は加味しない。

また4.1時点では明らかな資金不足であるのに、10.1時点で資金を満たしているような、自己資金があるように見せるための借入れ等が疑われる場合は、その内容を確認する場合がある。

Q：既存の建物が老朽化のため、改築が困難である場合は、取り壊し費用は補助対象となるか。

A： 施設整備費にかかる補助対象は建物の建設または既存建物の改修に対する補助であるため、取り壊しや宅地購入、宅地造成などにかかる費用は対象とならない。

Q：災害イエローゾーンの条件が（a）土砂災害警戒区域又は1m以上の浸水想定区域等である場合、（b）1m未満の浸水想定区域等である場合、とあるが、姫路市のハザードマップからは「0.5m未満の浸水」「0.5m～3.0m未満の浸水」の判断基準しか掲載されていない。浸水想定区域1m未満か1m以上かの判断は何を確認すればよいか。

また浸水想定区域はハザードマップの「洪水」を見ているが、「計画規模降雨」「想定最大規模降雨」のどちらで確認すればよいか。

A： ハザードマップにおける「0.5m～3.0m未満」の浸水エリアは「最小で0.5m、最大で3.0m」の浸水の恐れがあるエリアであり、その程度は判断できないため、今回の基準では、
「0.5m未満の浸水想定区域」 → 「浸水想定区域1m未満」
「0.5m～3.0m未満の浸水想定区域」 → 「浸水想定区域1m以上」
と判断していただきたい。

また浸水想定区域は「想定最大規模降雨」を想定するとともに、「洪水」以外の「津波」や「高潮」のハザードマップも確認すること。

Q：1階建ての既存の小規模多機能型居宅介護事業所に居宅介護サービス事業所（通所介護等）が併設されている場合、開設検討調査申請の建物の「延床面積」は居宅介護サービス事業所の面積を除いた面積か、それとも建物全体の延床面積か。

A： 「延床面積〇〇平方メートル、うち小多機の延床面積〇〇平方メートル」と記入すること。

Q：看護小規模多機能型居宅介護事業所創設の募集対象校区（圏域）の配点は、既存の小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護事業所への転換型の場合も対象となるか。

A： 募集対象校区（圏域）の配点は創設の場合のみに適用し、転換について適用しない。

Q：併設可としている施設内保育施設について、協議先の部局はどこか。

A： 施設内保育施設は認可外保育施設のため、人員基準等にかかる協議先は監査指導課になる。

ただし、図面協議の場合は監査指導課を含め関係部署にも回覧するため、募集要項のとおり事前協議期間内に高齢者支援課と協議を行うこと。

以下、昨年度の質問及び回答について役立つものを掲載しています。

Q：開設申出書に記載する管理者、計画作成担当者、オペレーターについて、未定の場合は空欄のままの提出で良いか。

A： 募集要項において、管理者（予定者）のヒアリングへの出席を必須としているため、必ず選出すること。

※ 管理者は休職、退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めないため、事前に本人に就任の意思を確認すること。

また計画作成担当者やオペレーターについては、未定の場合、空欄での提出はやむを得ないが、審査基準においても計画作成担当者、オペレーターに関する項目を設けていることから、未定であることが低評価の原因となることがあるため、開設申出書の提出までに十分に検討を行い、配置を計画するように努めること。

Q：同時に複数事業所の申請を予定しているが、申請する書類の中で重複する資料の1部は原本であれば写し（コピー等）でも良いか。また、写し（コピー等）での提出を可とする資料があれば、具体的に示してほしい。

A： 同時に複数事業所の申請を行う場合は、それぞれ指定の部数の開設申出書を提出する必

要があるが、同じ書類を提出する場合は、一方に原本を、他方に写しの添付でも差し支えない。

(例) 看多機と定巡の開設申出書を提出する場合で、

- ・看多機と定巡を合築し、A町に整備しようとする場合
→登記簿（法人・土地）は看多機、定巡とも同じ書類なので、看多機に原本、定巡に写しを添付。
- ・看多機をA町に、定巡をB町にそれぞれ整備しようとする場合
→登記簿（法人）は看多機、定巡とも同じ書類なので、看多機に原本、定巡に写しを添付すればよいが、登記簿（土地）及び字限図は別の書類なので、看多機、定巡ともそれぞれの土地の原本を添付。

また、法人向けに交付された文書等で原本を事務所等に備付しておくべきもの等、原本の提出が困難な書類は写し（コピー等）での提出を可とする。

なお、具体的には「決算にかかる書類」「監査・指導状況にかかる書類」「売買契約書など不動産売買にかかる書類」「理事長等の経歴書に貼付する資格証、研修修了証」などを想定している。

Q：各施設種別の事業所の管理者要件で「支障がない場合は施設内、同一敷地内の施設の他の職務に従事可能」とある場合、一人の管理者が、各事業所の管理者を兼務することは可能か。

A： サービスごとに原則、専従の管理者が1人必要。ただし、業務に支障がない場合は、もう1職種の兼務は可能（計2職種まで）。併せて整備する事業所種別の人員配置基準等をよく確認しておくこと。

※兼務を前提に人員配置するものではない。

※姫路市では3職種以上の兼務を原則不可としている。

(例) 同一敷地内でグループホーム（GH）、看多機を併設する場合

- ・GHの管理者（2ユニットまたは3ユニット）を兼務 = 支障がない場合は可
- ・GHの管理者（1ユニット）と同ユニットの介護職員を兼務 = 支障がない場合は可
- ・GHの管理者（1ユニット）と看多機の管理者を兼務 = 支障がない場合は可
- ・GHの管理者（2ユニット）と看多機の管理者を兼務 = 不可

Q：開設申出書（資金関係）に「金融機関等の確約書等」の添付が求められているが、独立行政法人福祉医療機構からの借入を計画する場合、「融資相談票」を用いることで良いか。また、償還期間について定めがある場合は、その期間を示してほしい。

A： 融資相談票を用いて良いが、その場合、融資相談票に加えて、福祉医療機構との相談・協議内容と経緯（※いつ、誰と協議を行ったか等がわかるように）をまとめたもの（様式

自由)を提出すること。

なお、募集条件として償還期間は定めていない。